

各学校長様

四万十市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の  
取扱い等について

新型コロナウイルス感染症が急拡大を見せる中、各学校に勤務する県費負担教職員及び市費雇用職員にかかる標記の取扱いについて、改めてご連絡いたします。また、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

記

1 県費負担教職員について

令和3年3月9日付2高教福第1621号教育長通知に準じて取り扱うこととします。また、在宅勤務の詳細については、別添の「新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務について」にてご確認ください。

留意点1 いわゆる濃厚接触者に該当する場合（保健所から濃厚接触者であると通知（口頭含む）された場合）は、別紙2 I ii ①ーアに該当します。

留意点2 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定により協力が求められる場合は、都道府県知事から事前又は事後に書面が交付されます。ただし、現時点において、高知県内では同法同項が適用され、協力が求められたことはありません。

2 市費雇用職員について

令和2年4月8日付事務連絡四万十市総務課長通知に基づき取り扱うこととします。

留意点1 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定により協力が求められる場合及びいわゆる濃厚接触者に該当する場合（保健所から濃厚接触者であると通知（口頭含む）された場合）の両方のケースにおいて、記2対応一覧表中の「都道府県知事より感染の防止に協力要請があった場合」に該当します。

留意点2 市費雇用職員の休暇等の取扱いについては、下記担当まで個別にお問い合わせください。

3 その他

これまで発出していた新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等については本通知に改め、また本通知は、令和3年度分から適用することとします。

担当

四万十市教育委員会 学校教育課  
総務係 梶谷・鳥谷

TEL：34-1136

○新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）

（令和2年3月5日 元教福第1707号教育長通知）

改正 令和2年4月6日 2高教福第24号教育長通知

改正 令和3年3月9日 2高教福第1621号教育長通知

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行（令和3年2月13日）に伴う人事委員会委員長通知（令和3年2月17日付け2高人委第193号）等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について」の取扱いを整理し、一部を改正しました。

つきましては、各所属においては、下記の事項について、教職員に周知し、教職員の柔軟な勤務体制を確保するとともに、休暇の取得についての配慮と適切な運用をお願いします。

また、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

## 記

### 1 休暇の取扱いについて

新型コロナウイルスに関して、教職員が次の場合に該当するときは、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の1の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難。以下「出勤困難休暇」という。）として承認して差し支えないこととします。

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合
- (2) 検疫法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づき、教職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
- (3) 感染症法（平成10年法律第114号）第44条の3第1項<sup>1</sup>又は第2項<sup>2</sup>の規定に基づき、教職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
  - 1 新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する協力要請
  - 2 新型コロナウイルス感染症の患者に対する協力要請
- (4) 教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

- (5) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情（以下「臨時休校等」という。）により、子の世話をを行う教職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

**【留意事項】**

- ・ 所属長は、当該休暇の承認にあたって、教職員の健康状態等を適切に把握するとともに、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症について、関係機関への適切な受診、相談を促してください。（厚生労働省：新型コロナウイルスQ&A参照）
- ・ 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定による協力が求められる場合は、都道府県知事から本人に対して、その協力内容等について事前又は事後に書面が交付されます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者については、関係法に基づく書面の交付がある場合は(2)又は(3)に、書面の交付がない場合は(4)に該当するものとします。

2 在宅勤務について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務については、次に掲げる教職員を対象として実施するものとし、取扱いについては、別紙1のとおりとします。

- (1) 濃厚接触者等（保健所から「濃厚接触者」と特定された者及び濃厚接触者となる可能性がある者をいう。以下同じ。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域に勤務する教職員その他感染拡大防止のため在宅勤務を実施することが適当であると認められる教職員

3 対応一覧表

上記を踏まえた対応については、別紙2のとおりです。

感染防止の観点から、教職員の状況等に応じて、各制度を利用してください。

(別紙2) 対応一覧表

		想定されるケースの例示	利用できる休暇制度等 (※いずれの場合も年次有給休暇は利用可)	
I	新型コロナウイルス感染症患者	・教職員本人が新型コロナウイルスに感染。	出勤困難休暇(書面交付がある場合は1(2)又は(3)該当、書面交付がない場合は1(4)該当)	
II	新型コロナウイルス感染症患者以外	i 教職員本人に発熱等の風邪症状がある場合(濃厚接触者であるときを含む)	・発熱等の風邪症状があり、療養する。 ・発熱等の風邪症状があり、PCR検査等を受け、結果が出るまで外出しないよう指示される。 ・PCR検査等の結果が「陰性」と判明したものの、引き続き発熱等の風邪症状がある。	出勤困難休暇(1(4)該当) 又は病欠休暇
		ii 教職員本人に症状がない場合		
		① 教職員本人が濃厚接触者等(注)		
		①-ア 濃厚接触者	・濃厚接触者に該当するため、保健所から外出しないこと等の協力を求められる。	原則、在宅勤務 (人との接触を避ける必要があることを考慮し、在宅勤務により、学習系パソコンを利用する業務に限らず、職務に必要な知識の習得、マニュアルの作成など可能な業務を実施。)
		①-イ 濃厚接触者となる可能性のある者	・PCR検査等の結果が陽性と判明した者と接触し、保健所の聞き取り調査が予定されている。	
		② 親族に症状あり		
		②-ア 親族が感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づく必要な協力を求められた場合(※親族に対して書面交付あり)	・都道府県知事から外出しないこと等の協力を求められた親族の世話をする必要がある。	教職員が親族の世話をする必要がある場合で、在宅勤務を含めて勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、出勤困難休暇(1(3)該当)
		②-イ 上記以外の場合	・濃厚接触者に該当するため、保健所から外出しないこと等の協力を求められた親族の世話をする必要がある。 ・発熱等の風邪症状がある親族の看病等をする必要がある。	教職員が親族の世話をする必要がある場合で、在宅勤務を含めて勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、出勤困難休暇(1(4)該当) 又は看護休暇
		③ 親族に症状なし		
		③-ア 親族が感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づく必要な協力を求められた場合(※親族に対して書面交付あり)	・発熱等の症状はないが、都道府県知事から外出しないこと等の協力を求められた親族の世話をする必要がある。	教職員が親族の世話をする必要がある場合で、在宅勤務を含めて勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、出勤困難休暇(1(3)該当)
③-イ 上記以外の場合	・親族が濃厚接触者等に該当する可能性があるものの、外出しないこと等の協力を求められていない。 ・親族が濃厚接触者に該当するため、保健所から外出しないこと等の協力を求められているものの、発熱等の風邪症状がない。	(状況に応じて在宅勤務)		
iii 教職員本人が感染症法第44条の3第1項の規定に基づく必要な協力を求められた場合(※書面交付あり)	・都道府県知事から外出しないこと等の協力を求められる。	原則、在宅勤務 ただし、在宅勤務を含めて勤務しないことがやむを得ないときは、出勤困難休暇(1(3)該当)		
III	臨時休校等により子の世話をする教職員	・臨時休校、休園等により子の世話をする。	子の世話をを行うため、在宅勤務を含めて勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、出勤困難休暇(1(5)該当)	

(注) 濃厚接触者等とは、保健所から「濃厚接触者」と特定された者及び濃厚接触者となる可能性がある者をいう。

## 別添 新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務について

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とする。

### 2 在宅勤務の対象教職員

令和3年3月9日付2高教福第1621号教育長通知中の別紙2に掲げる場合であつて、学校長が在宅勤務を実施することが適当であると認める職員。

### 3 在宅勤務の手続

- (1) 在宅勤務を実施する教職員は、在宅勤務命令簿（別紙様式1）により、原則として前日までに在宅勤務の命令を受けるものとする。こと。（口頭命令による場合は事後に在宅勤務命令簿を整理すること。）
- (2) 在宅勤務は、感染拡大防止のために必要と認められる期間について実施すること。
- (3) 在宅勤務の実施日時を変更又は取りやめる場合は、当該勤務日の前日までに学校長の承認を受けること。（口頭による場合は事後に在宅勤務命令簿を整理すること。）
- (4) 学校長は、在宅勤務命令簿の決裁後、各学校において保管すること。（学校教育課への提出は不要とする。）

### 4 対象業務

個人情報（※）及び非開示情報以外の情報を取り扱い、自宅で行うことが可能な業務とする。

（例）

県費負担教職員 パソコン使用	教材研究、年間指導計画作成、指導案作成、各分掌業務引継書作成、職員会資料作成等
県費負担教職員 パソコン使用なし	教材研究、年間指導計画等の素案作成、指導案の素案作成、教室掲示物作成等

（※）四万十市立小中学校における個人情報保護に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の「2 個人情報とは」に定める情報

### 5 業務の実施方法

- (1) 各学校に配置されており、授業等で使用予定が無い学習系パソコン（以下「学習系パソコン」という。）の貸与利用  
注1 学習系パソコンを学校以外のネットワークに接続してはならない。  
注2 トラブルの原因となりやすいUSBメモリについては、データ輸送手段として使用しない。
- (2) 学習系パソコンを利用しない業務にあつては学校長の指示する方法

## 6 学習系パソコンの持ち出しの把握

学習系パソコンは四万十市立小中学校情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）の2の（4）の「情報システム機器」にあたり、かつポリシー2の（5）の「情報資産」にあたるため、個人情報を含まない業務データとあわせ、ポリシー6の（5）により管理することとし、様式第1号により、持ち出し状況等を把握すること。

## 7 服務等

- (1) 在宅勤務を実施する教職員は、在宅勤務による職務の遂行にあたり、職務の円滑な実施に必要な環境を整え、職場での勤務と同様に、職務に専念しなければならないこと。
- (2) 職務専念義務に反しているとの疑念を生じさせ、県民からの信頼を損なうような行動は、厳に慎むこと。
- (3) 学校長は、服務管理、業務の遂行状況、情報セキュリティの確保等のため、必要と認める場合には、在宅勤務の実施を制限すること。
- (4) 在宅勤務中に、私用を行う場合は、年次有給休暇により対応をすること。ただし、宅配物の受け取りなど在宅勤務に伴って避けられない一時的かつごく短時間の私用であって、社会通念上認められる範囲内のものについては、この限りでないこと。

## 8 勤務時間及び勤務時間管理

- (1) 在宅勤務を実施する日の勤務時間は学校長が定める。休憩時間は正午から午後1時までとする。なお、各種休暇又は部分休業の利用は妨げないこと。
- (2) 特段の事情がない限り、時間外勤務は命じないこと。
- (3) 在宅勤務を実施する教職員は、在宅勤務の開始時及び終了時に電話等により、学校長等に業務内容等について報告すること。
- (4) 学校長は、必要に応じ、電話等により、在宅勤務の実施状況を確認すること。
- (5) 在宅勤務をした教職員は、在宅勤務実施後の翌勤務日に、実施日、時間、業務内容等を記載した在宅勤務報告書（別紙様式2）を作成の上、学校長に提出すること。
- (6) 学校長は、在宅勤務報告書の決裁後、各学校において保管すること。（学校教育課への提出は不要とする。）

## 9 情報セキュリティ等

- (1) 学校長は、在宅勤務を命じる教職員に、セキュリティポリシーの遵守を徹底すること。
- (2) 教職員は、セキュリティポリシーを遵守しなければならないこと。
- (3) 在宅勤務に当たっては、学校長の許可を得た上で、学校において学習系パソコンに、在宅勤務に必要なデータを、校務系PCや校内USBメモリ等の機器を介して学習系パソコンデスクトップに取り込むこと。その際には、必要に応じてパスワード設定等を施すこと。  
ただし、次に掲げる行為を行ってはならないこと。

- ア ガイドラインにおいて個人情報に該当する情報及び非開示情報を取り扱うこと。
- イ 公務上の電磁的記録媒体（USB メモリ、DVD、CD 等）及び紙文書（以下「公務上の情報資産」という。）を自宅に持ち帰ること。ただし、紙文書については、学校長の許可を得た場合はこの限りでない。
- ウ 学校以外の自宅等のネットワーク及び私物の外部接続機器に接続すること。
- エ 在宅勤務において作成したデータを当該学習系パソコン以外の電磁的記録媒体に保存すること。
- オ 在宅勤務において作成したデータ及び公務上の情報資産を学校外で印刷し、又は複製すること。

#### 10 その他

- (1) 在宅勤務に係る電話料金、電気料金等の費用は、教職員の負担とすること。
- (2) 学習系パソコンにおいて、盗難、紛失や職員の不注意・過失による故障（液こぼしや落下物等による故障）が発生した場合、現状回復、修理については、各学校での対応となること。

## 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇及び在宅勤務の取扱い等について（Q&A）

### 1 休暇の取扱いについて

令和3年3月9日付2高教福第1621号教育長通知1（4）教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

#### Q1 発熱症状があることをもって、勤務しないことがやむを得ないと認められるのか。

A1 政府の方針として、風邪症状が見られる場合に休暇取得、外出自粛等が呼びかけられていること等を踏まえて、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ない場合に、休暇取得が認められるものです。教職員の健康状況等を踏まえて、個別に判断をしてください。

なお、本人の健康状態を適切に把握して、状況に応じて「帰国者・接触者相談センター」への相談や医療機関の受診を促してください。

#### Q2 発熱のため、翌日に病院を受診したところ、新型コロナウイルスへの感染ではなく、インフルエンザと診断された。特別休暇はいつまで対象となるか。

A2 問いの場合、発熱し、医療機関を受診する前日までが、特別休暇の対象となります。診断された日以降については、インフルエンザによる病気休暇となります。

#### Q3 発熱等のある親族はどこまで含まれるのか。

A3 感染拡大防止のための措置であるため、同居の親族や日常的に接触のある親族を対象とします。

令和3年3月9日付2高教福第1621号教育長通知1（5）新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う教職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

#### Q4 勤務しないことがやむを得ないと認められる場合はどういう場合か。

A4 他に世話ができる者がおらず、対応ができない場合が想定されます。



**Q 5 高知市の保育園等で「原則休園」の方針が出されたが、出勤困難休暇を取得できるのか。**

また、令和2年5月11日からは家庭保育の協力のお願いが出されているが、出勤困難休暇は取得できるのか。

A 5 「新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情」の「その他の事情」に該当するものとして、子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（他に世話をする者がいないなど）には、取得可能とします。

また、令和2年5月11日からは家庭保育の協力要請に対する場合も、同様に取得可能とします。

高知市以外の自治体の保育園等における登園の自粛要請・家庭保育の協力要請に対応する場合等も、該当するものとして取り扱います。

1日単位又は時間単位の取得が可能です。

**Q 6 小学生の子どもの世話をする必要があるので、世話をする時間だけ出勤困難休暇を取得できるのか。**

A 6 時間単位の休暇取得も可能です。（例：配偶者と交替で子の世話をを行う場合など）

## 2 在宅勤務について

Q 1 在宅勤務をする場合、学習系パソコンの持ち出しは、こういった手続の流れになるか。

A 1 手続の流れは、次のとおりです。

### 手続の流れ

・在宅勤務命令簿により在宅勤務の申し出・命令

↓

・各学校において、学校長に確認の上、学校ファイルサーバから校務系 PC 及び学校 USB メモリを介し、必要なデータを学習系パソコンデスクトップに保存  
・学習系パソコン及び持ち帰りデータを、市セキュリティポリシー様式第 1 号「個人情報関係資料持ち出し記録簿」に記録し、確認欄に情報統括責任者（又は学校長）が確認押印

※個人情報、機密情報などの非開示情報の取扱い不可。

※USB メモリ、CD、DVD 等の持ち帰り不可。

※学習系 PC 内に不要なデータが確認された場合はその場で削除。

※紙文書については、学校長の許可を受けた場合は可。

↓

・学習系パソコンを自宅に持ち帰る（教職員による持ち帰り。）

↓

・自宅で業務に従事

※USB メモリ、CD、DVD 等の使用不可。ネットワーク、外部機器への接続不可。

※勤務開始、終了時に所属長等に電話等により連絡。

↓

・職場復帰後、在宅勤務実施報告書の提出  
・学習系パソコンで作成したデータを、学校 USB メモリを介してウイルスチェックを施したうえで校務系 PC に移し、さらに学校ファイルサーバに保存  
・学習系パソコンの業務データを全て消去

Q 2 濃厚接触者となる可能性があるので在宅勤務をしたいが、学習系パソコンが持ち出せない場合はどうすればよいのか。

A 2 パソコンを持ち出せない場合は、別添「4」の対象業務の例を参考に、パソコンを

使用しない業務を実施するなどの対応をお願いします。また、年次有給休暇の使用を妨げるものではありません。

**Q 3** その他在宅勤務を実施することが適当である認められる職員とはどういった場合か。

A 3 本県における感染の状況や、感染が拡大している地域における職員の移動の状況などを踏まえて、個別に判断をします。該当すると考えられる場合は、学校教育課総務係に相談してください。

**Q 4** 在宅勤務を半日単位（午前・午後）で実施して良いか。

A 4 基本的には本来割り振られている勤務時間（8:30～17:15）としますが、業務の状況や自宅との距離等を踏まえて、半日単位などで実施できるものとします。

**Q 5** 普段の通勤に要する移動時間が2時間程かかる職員が、半日ずつ在宅勤務と公署勤務を実施して良いか。

A 5 移動時間と業務に従事する時間を見た場合に、公務の能率の観点で好ましくありませんので、1日の在宅勤務の実施を検討してください。なお、在宅勤務（午前）と年次有給休暇（午後）の組み合わせも可能です。

**Q 6** 在宅勤務後に勤務公署で勤務する際の移動時間の取扱いは。

A 6 勤務時間内における職務の移動として扱います。

この場合、旅行命令簿の作成は不要とし、自宅と勤務公署間の旅費は支給しません。ただし、公務上の必要により勤務公署以外の場所へ赴く必要がある場合については、その旅費は支給されます。

在宅勤務時又は移動中に災害が発生した場合、各事案の状況に応じて個別に公務災害の適否について判断されることとなります。

**Q 7** 半日単位で在宅勤務を実施した場合、報告書に記載する勤務時間はどのように書くのか。

A 7 半日単位で在宅勤務を実施した場合、自宅で勤務した時間を記載してください。（自宅と勤務公署間の移動時間は、報告書に記載する勤務時間に含めない。）

在宅勤務命令簿及び在宅勤務報告書並びに勤務計画と合わせて、1日の勤務状況が分かるように整理しておいてください。

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 8 日

所属長各位

総務課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する休暇等の取扱いについて（通知）

うえのことについて、令和 2 年 3 月 10 日付で事務連絡を行ったところですが、国、県の取扱いの変更をふまえ、対象範囲を拡大して変更しました。

今回の変更点としては、①発熱等の症状があった場合には、初日から特別休暇となる。②都道府県知事から協力要請があった場合には特別休暇となる。の 2 点となります。

つきましては、各所属においては、下記の事項について職員に周知し、休暇の取得についての配慮と適切な運用をお願いします。

記

1 休暇の取扱いについて

新型コロナウイルスに関して、職員が次の場合に該当するときは、四万十市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 15 条の表の 16 の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合）として承認して差し支えないこととします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 2 8 号）第 3 条において準用する検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 1 6 条第 2 項に規定する停留の対象となった場合
- (2) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 2 5 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(4) 感染症法第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条によって準用される感染症法第44条の3第2項の規定に基づき、都道府県知事が感染の防止に必要な協力を求めた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

## 2 対応一覧表

上記を踏まえた対応については、次のとおりです。

感染拡大防止の観点から、職員個々の状況等に応じ、休暇の取扱いをお願いします。

具体的な取り扱いについては別紙 Q&A をご参照ください。

新型コロナ ウイルスの 感染者	新型コロナウイルスの感染疑い		臨時休校等によ り子の世話をす る職員	都道府県知事より 感染の防止に協力 要請があった場合	
	発熱等の症状あり	症状なし			
		濃厚接触者(※1)			親族に症状あり
特別休暇	特別休暇	年次有給休暇	特別休暇	特別休暇	

※1…「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。

## 3 その他

### (1) 休暇を取得する場合

特別休暇を取得する際は年休カードのなかの特別休暇の項目を使用し、理由欄に「出勤困難（新型コロナによる）」と記入し、休暇が必要な期間を記入してください

い。

この特別休暇は会計年度職員についても対象となります。

なお決裁は所属職員の場合は主管課長、課長の場合は副市長です。

個々の状況や職場の状況により、適切な休暇の取得・運用をお願いします。

(2) 出張の取扱いについて

緊急事態宣言の期間は、四国外へ出張は原則禁止します。

(3) 私事旅行等について

都市部に緊急事態宣言が出されている状況をふまえ、当面の間、私事旅行、不要不急の外出については自粛していただきますようお願いします。